

# 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)及び「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。)に定めるもののほか、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修の事業指定に関し手続きその他必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 研修事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の研修の受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書」(第1号様式)のほか、初回の研修に係る次に掲げるものを知事に提出しなければならない。

- (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名
- (2) 研修の目的
- (3) 定員、受講対象者(受講資格)及び応募手続き等(募集開始日含む。)
- (4) 研修のカリキュラム及び日程表
- (5) 研修会場(会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図)
- (6) 参加費及び収支予算書
- (7) 使用テキスト
- (8) 主な使用備品
- (9) 演習計画書(タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等)
- (10) 実習計画書及び実習受入承諾書(一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書)
- (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
- (13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (14) 研修の一部免除の有無(有の場合はその対象者と免除科目範囲)
- (15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画
- (16) 申請者の事業概要及び組織概要
- (17) 申請者の収支状況及び資産状況
- (18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (19) 法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)
- (20) (重度訪問介護従業者養成研修統合課程の場合)登録研修機関登録番号通知書の写し、筆

記試験問題及び解答、喀痰吸引等研修講師履歴書の写し

- (21) 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等研修事業指定基準1(2)①～⑭に該当しない旨の誓約書

(指定の決定)

第3条 知事は、指定の申請があったときは、別に定める「神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準」(以下、「指定基準」という。)に基づき、審査する。

- 2 知事は、申請の内容が告示、部長通知又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 3 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、関係者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 4 知事は、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者(以下「事業者」という。)としての指定を行い、申請者に対し、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定書」(第2号様式)を交付する。
- 5 知事は、不指定の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨の通知をする。

(受講者の募集等)

第4条 申請者は、指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。また、期限までに次条に規定する届出をせずに募集開始してはならない。

- 2 事業者は、募集時に、研修の受講を希望する者に対して、次の事項を公開し研修内容等を明らかにしなければならない。
  - (1) 研修の目的、研修の名称、研修の課程及び事業者指定番号
  - (2) 研修実施場所
  - (3) 事業所の名称、所在地及び連絡先
  - (4) 募集期間及び研修期間
  - (5) 研修のカリキュラム
  - (6) 講師の氏名
  - (7) 受講資格と受講手続き等(定員、受講決定方法を含む)
  - (8) 受講料、実習費等研修参加費用
  - (9) 実習施設等実習先
  - (10) 科目免除の取扱いとその手続き方法
  - (11) 研修修了の認定方法
  - (12) 研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い
  - (13) その他、研修受講に係る重要事項

(研修実施の届出)

第5条 事業者は、2回目以後の養成研修を実施するときは、その都度、受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届」(第3号様式)に、第2条第1項(1)から(14)に掲げるものを添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(変更等の届出)

第6条 事業者は、第2条の申請若しくは第5条の届出の内容を変更し又は第2条若しくは第5条の規定に基づき申請又は届出した養成研修を休講するときは、次の手続きにしたがって、「障害者居宅介護従業者基礎研修等変更・休講届」(第4号様式)に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 事業者に関する事項について変更があった場合

第4号様式に、法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款等を添付して、変更した日から10日以内に提出する。

(2) 研修に関する事項について変更をする場合

第4号様式に、変更後の関係書類を添付して、変更決定後10日以内に提出する。

(3) 養成研修を休講する場合

第4号様式に、休講理由を記入して、休講決定後10日以内に提出する。

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業休止の届出)

第7条 事業者は、養成研修を4月から翌々年3月までの2年度間にわたり開講しない(開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合、その2年度に限り事業の休止をすることができる。

2 事業者は、前項の養成研修事業を休止又は休止した事業を再開する場合には、休止は事業者が決定後10日以内に、再開は研修の募集開始の2ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

3 養成研修を再開する場合には、前項の届出に合わせて、第5条第1項の規定に基づき養成研修の実施届を提出しなければならない。

4 知事は、事業者が休止期間を過ぎても再開届を提出しない場合は、研修事業を廃止したもののみなす。

5 知事は、第2項及び第3項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業廃止の届出)

第8条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止をすることとした日から10日以内に、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、事業者から届出がなく養成研修が2年間開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
- 3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(調査及び指導等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して事業者及び研修事業の実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて事業者に対し出頭を求め、関係者に対して質問することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができる。
- 3 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと判断したときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。
- 4 知事は、事業者が届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わないとき、改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

(指定の取消し)

第10条 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定基準1(1)に掲げる要件に適合しなくなったとき、又は1(2)①から⑭のいずれかに該当したとき。
- (2) 指定申請、届出、実績報告等において、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。
- (3) 届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わず、事業者又は研修事業が指定基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (6) 前条に定める報告、調査等に応じないとき又は改善の指導に従わないとき。

(聴聞)

第11条 第9条第3項及び第4項の研修事業の中止を命ずる場合及び第10条の指定の取消しを行う場合には、事業者に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(修了の認定及び証明書の交付)

第12条 事業者は、研修の講義、演習及び実習について、全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定する。

ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては喀痰吸引等研修第三号研修の基本研修に相当する講義に係る筆記試験による修了評価を実施し、所定の水準を超えるものについて研修修了者として認定する。

- 2 事業者は、受講者に全てのカリキュラムを受講させるため、受講日程等に十分配慮し、また、受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、補講等により、同等の知識が得られるように努めなければならない。
- 3 事業者は、研修修了者に対し「修了証明書」(第6号様式)及び「修了証明書(携帯用)」(第6号様式の2)を交付する。
- 4 事業者は、公的機関の発行する証明書等により受講者の本人確認を行った上で、修了証明書を発行する。

(台帳の管理)

第13条 事業者は、部長通知の規定に基づき、研修修了者について氏名、住所、生年月日、研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

- 2 事業者は、台帳の管理にあたって、安全かつ適正な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、台帳を永年保存し、受講者からの修了証明書の再発行の依頼に応じなければならない。
- 4 事業者は、研修事業を廃止した後においても、前項の義務を負う。

(実績報告書の提出)

第14条 事業者は、研修事業の終了後1ヶ月以内に、障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書(第7号様式)に、障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿(第8号様式)及び次に掲げる書類を添付し、知事へ提出するものとする。なお、「障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿」(第8号様式)は、紙及び電磁的記録で提出するものとする。

- (1) 受講者の出席簿の写し
- (2) 実習修了確認書の写し
- (3) 補講修了確認書の写し
- (4) 講師出講確認書の写し
- (5) 免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書、修了証明書等)の写し

(留意事項)

第15条 事業者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月2日から施行する。
- 2 「神奈川県居宅介護従業者等養成研修事業指定要綱」は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により現に居宅介護従業者等養成研修事業の指定を受けている事業者については、この要綱に基づき、指定されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。
- 5 この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

- 4 この要綱の施行より前に開始した重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）及び行動援護従業者養成研修については、改正前の「神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準」別紙1「カリキュラム及び免除規定の取扱い」における別表1「【重度訪問介護従業者養成研修課程】（行動障害支援課程）」及び「【行動援護従業者養成研修課程】」に定める内容並びに別表2「科目免除一覧」における「【行動援護従業者養成研修】」に定める内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。